第二十五条第二項中「第二十二条第一項各号又は第二項各号に掲げる事項（前項の規定により承認を受けなければならないものを除く。）」を「その養成課程の次に掲げる事項」に改め、同項に次の二号を加え、同項を同条第三項とする。

一　長期型養成課程以外の養成課程

イ　名称及び住所

ロ　実施計画に関する事項で次に掲げるもの

(1)　実施場所（随時受講型授業の場合にあっては、受講形態の概要）

(2)　講師等の氏名並びに無線従事者の資格及び免許証の番号（同一の者の場合に限る。）

(3)　養成人員

(4)　使用する教科書の名称及び発行者の氏名又は名称

(5)　修了証明書の発行の条件

ハ　その他参考となる事項

二　長期型養成課程

イ　学校等の名称、その所在地、代表者の役職名及び氏名（同一の者の場合に限る。）

ロ　養成課程を設けようとする学校等の学部及び学科の名称並びにその学部及び学科の入学定員

ハ　設置者の名称又は氏名

ニ　入学資格及び修業年限

ホ　養成課程を設けようとする教育課程（部科別）の概要

ヘ　講師の氏名（同一の者の場合に限る。）

ト　実施計画に関する事項であって、第二十二条第二項第二号の入学定員のうち養成課程の受講見込者数

チ　その他参考となる事項

第二十五条第一項の次に次の一項を加える。

2　第二十二条の三の規定は、前項の規定により提出する教科書について準用する。

第二十六条第一項中「認定施設者は、その養成課程」の下に「（長期型養成課程を除く。）の受講者が当該養成課程を修了したとき及びその養成課程の」を加え、「である場合には、その養成課程である場合には、」に改め、同条第二項中「、当該養成課程に関し」及び「（長期型養成課程である場合には、第二号、第五号及び第八号に掲げる事項を除く。）」を削り、同項各号を次のように改める。

一　養成課程（長期型養成課程を除く。）の受講者が当該養成課程を修了したとき。

イ　養成課程の種別

ロ　授業科目別授業時間

ハ　修了者の修了年月日、修了証明書の番号、氏名及び生年月日

ニ　修了者別の修了試験の成績

二　養成課程が終了したとき。

イ　養成課程の種別

ロ　実施の期間（長期型養成課程の場合を除く。）

ハ　授業科目別授業時間

ニ　講師等の氏名及び担当科目別授業時間（随時受講型授業の場合にあっては、担当する授業科目）

ホ　修了試験の問題（長期型養成課程の場合を除く。）

ヘ　履修者数

ト　修了者の氏名及び生年月日（長期型養成課程の場合に限る。）

チ　その他参考となる事項

第二十七条第二項中「（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法をいう。以下同じ。）」を削る。

第二十八条第一項中「取り消す」の下に「ことができる」を加え、同条第二項中「第二十三条第二項各号（第三号を除く。）のいずれかに該当するに至ったとき又は」を削る。

第二十八条の二の次に次の一条を加える。

（現に認定している養成課程の公表）

第二十八条の三　総合通信局長は、現に第二十三条第一項の規定により認定している養成課程について、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

一　養成課程の種別

二　認定施設者

三　実施の期間

四　その他参考となる事項

第三十四条第五号中「講師」を「講師等」に改め、同号ロ中「法第七十九条第一項」を「第七十九条第一項」に改め、同条第十一号中「第七号」を「第八号」に、「講師」を「講師等」に改め、「講習科目別講習時間」の下に「（随時受講型講習の場合にあっては、講師等の担当する講習科目）」を加え、同号を同条第十四号とし、同号の前に次の一号を加える。

十三　認定講習課程の実施に係る業務の一部を他の者に委託して行わせる場合は、委託して行わせる業務の範囲及び責任が明確であること。

第三十四条第十号を同条第十二号とし、同条第九号中「おいて、」を「おいては、教材等（」に、「（以下「教材等」という。）」を「（電磁的方法により作成されたものにあっては、講習内容の進捗状況を管理する機能を有しているものに限る。）をいう。以下同じ。）」に改め、同号を同条第十一号とし、同号の前に次の一号を加える。

十　同時受講型講習の講師は、一の会場につき一人以上を置くものであること。

第三十四条第八号中「講師」を「講師等」に改め、同号を同条第九号とし、同条第七号の次に次の一号を加える。

八　講習形態は、講習科目別に同時受講型講習（イからハまでに掲げるものをいう。以下同じ。）又は随時受講型講習（ニ及びホに掲げるものをいう。以下同じ。）に該当するものであること。

イ　集合形式で講師が対面により行う講習

ロ　電気通信回線を使用して、複数の教室等に対して同時に行う講習

ハ　講習の内容を電気通信回線を通じて送信することにより、当該講習を行う教室等以外の場所に対して同時に行う講習

ニ　電気通信回線を使用して行う講習（ロ及びハに掲げるものを除く。）であって、同時受講型講習に相当する教育効果を有するもの

ホ　電磁的方法による記録に係る記録媒体を使用して行う講習であって、同時受講型講習に相当する教育効果を有するもの

第三十五条第六号イ中「場所」の下に「（随時受講型講習の場合にあっては、受講形態の概要）」を加え、同号ロ中「時間割」を「同時受講型講習の場合にあっては、時間割」に改め、「実施要領（」の下に「前条第七号の」を加え、同号ハ中「講師」を「講師等」に改め、「講習科目別講習時間」の下に「（随時受講型講習の場合にあっては、担当する講習科目）」を加え、同号に次のように加える。

リ　認定講習課程の実施に係る業務の一部を他の者に委託して行う場合は、当該者の氏名又は名称及び委託して行わせる業務の範囲（第三級海上無線通信士及び第四級海上無線通信士の場合に限る。）

ヌ　施設費及び運営費並びにその支弁方法

ル　受講料の額